

# 改正リース会計基準に伴う収益認識基準の改正、検討

IASB J、リース会計専門委

去る7月4日、企業会計基準委員会は第117回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 表示および注記

第482回親委員会(2022年7月20日号(No.1650))情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の審議が行われた。

### (1) 借手の表示

事務局から、IFRS 16号「リース」と整合的なものとする方針が示され、すべての企業に対し、使用権資産について固定資産に新しい「使用権資産」の区分を設けて表示するとの案が示された。

また、この案が支持されない場合は、たとえば、次のいずれかの表示方法にすることが提案された。

- ① 原資産が有形固定資産か無形固定資産かによって、それぞれの資産に区分して表示
- ② 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表

## 示項目に含めて表示

前回の親委員会では事務局案に賛成の意見も聞かれたが、専門委員からは賛成意見は聞かれず、「新たな区分までは不要では」、「①と②の選択適用にすべき」といった意見が聞かれた。

### (2) 借手の注記

IFRS 16号と同様の開示目的を定める案が示された。  
短期リースおよび少額資産のリースに係る費用を開示し、少額資産のリースは、重要性に乏しい資産の便法、300万円以下の便法、5千ドル以下の便法のすべてについても開示する案が示された。

前回親委員会の委員の意見と同様、専門委員からも「重要性が乏しいから簡便法を使っているのに、それを開示するのはどうなのか」との意見が聞かれた。

### (3) 貸手の表示・注記

表示については、現行の定めを維持し、注記については、IFRS 16号と同様の開示目的を

定める案が示された。

## IFRS 16号の設例の取扱い

第482回親委員会に引き続き、審議された。

設例8「シャツに関する契約」は採り入れず、設例9「エネルギー・電力に関する契約」および設例10「ネットワーク・サービスに関する契約」を採り入れる案が示された。

## 収益認識会計基準等の修正

リース会計基準の改正に伴う収益認識会計基準等の修正について、次の案が示された。

- ・貸手による知的財産のライセンスの供与は、改正リース会計基準の範囲から除外し、収益認識会計基準で処理する。
- ・借手による無形固定資産のリースには、リース会計基準を適用することを(強制ではなく)容認することとする。

専門委員からは「貸手の取扱も、借手と同様に容認規定でよいのでは」との意見が挙がった。

また、日本公認会計士協会が公表している、業種別監査委員会報告19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」についても、改正の検討が行われた。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月31日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年5月期) 2カ月延長法人(令和4年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

# コメント案提出に向け、議論急ピッチ—SSBJ

去る7月7日、同1日に設置されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は第1回会合を開催した。第10回SSBJ設立準備委員会（2022年7月10日号（No.1649）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号（以下、「S1基準案」という）とIFRS S2号（以下、「S2基準案」という）に対するコメント文案について審議が行われた。

## S1基準案

事務局はコメント文案において、外部の組織が公表する指針等について、ISSBが審議すべき対象は外部組織が公表した指針等そのものであり、その際に検討すべき規準（criteria）として次の3つを提案している。

- (a) 当該指針等に基づき提供される情報は、IFRSサステナビリティ開示基準の目的に合致しているか。
- (b) 当該指針等に基づき提供される情報は、S1基準案の付

録Cにおける「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」を備えたものとなるか。

(c) 当該指針等を開発するためのデュー・プロセスは適切に設定されており、遵守されているか。

この点、委員からの「規準を満たさなかった場合の対応に触れる必要はないのか」という意見に対し、事務局は「事細かに詳細を書かなくともよいと、まずは考えている」と回答した。

また、質問5「報告企業」に記載されているバリュー・チェーンについて、委員からは「守秘義務などとの関わりの中で、取引先のデータ開示が難しくなるのでは」、「極めて重要なサステナビリティ情報。商業上の秘密等を利用した開示をしないでよい等とあまりに広範囲に定めてしまうと、開示の実行性を阻害するかもしれない。仮にそう定めるとしても限定的にすべき」との意見が聞かれ、事

## 経理に効く法律雑学

# 解除

たとえば、自動車販売店Aにおいて買主BがX車を注文したとして、法的には自動車の売買契約が成立したことになります。契約が成立すれば、お互いに法的拘束力が発生します。しかし、自動車販売店Aの不手際でX車の納車が大幅に遅れそうな場合、買主Bとしては、いつまでも販売店Aとの契約に拘束されるのではなく、他店から自動車を購入したいと思うでしょう。

念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

債務の不履行があっても、原則として、いきなり契約を解除できず、まず債権者（買主B）において、債務者（販売店A）に「相期間を定めた催告」（例：「○日までにX車を引き渡してください」という通知）をして履行の機会を与えることが必要とされています。ただし、催告をする意味

車の使用利益リリース料相当額を返還する必要があります（545）。

当事者双方販売店Aと買主Bが原状回復義務を負う場合は、同時履行の關係に立ちます（546）。たとえば、契約の解除によって、販売店Aが代金返還義務、買主BがX車返還義務をそれぞれ負う場合、買主Bは「代金返還の履行を提供するまで、X車を返還しない」と主張できます。

白川 敬裕

そこで、民法（以下、条文番号は民法を指します）では、「当事者一方（販売店A）が債務を履行しない場合、相手方（買主B）が相当な期間を定めて履行（X車の引渡し）を催告し、その期間内に履行がなければ解除できる」と規定しています（541）。もともと、付属品のスペアキーがなかったというだけで解除まで認めるのは行き過ぎです。最高裁の判例では「あまりに軽微な不履行であれば、解除が認められない」とされています（2020年4月1日に施行された改正民法では、民法541条に次のただし書きが追加されました）。

契約が解除された場合、売主（販売店A）、買主（B）等の各当事者は、互いに原状に戻す義務を負います（545）。販売店Aが「金銭」（代金）を返還するときは、買主Bに対し、受領時からの「利息」もつける必要があります（545）。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

②。他方、買主Bが「物」（X車）を返還するときは、販売店Aに対して、その物から生じた「果実」（X

務局は「多方面からの意見を踏まえ、総合的に検討する」と回答した。

## SSBJ基準案

前回の審議を踏まえた修正内容について、事務局より説明がなされた。たとえば、金融セクターにおけるファイナンスに係る排出およびファシリテーションに係る排出については、PCAF（金融向け炭素説明のためのパートナーシップ）基準についての取扱いに関して、実務において利用が広がりつつあり、かつ今後も拡大が見込まれることから、これを基礎とすることが効果的かつ効果的である点が明記される等の変更があった。

また、前回の委員会では異なる意見が聞かれた21項(f)(i)の内部炭素価格の開示のあり方については、該当がある場合には、企業が自身の排出コストの評価に用いている、温室効果ガスのメートルトン当たりの価格の開示を要求することが適切であるという意見と、任意開示項目とすることが適切だという意見の両論を併記する形に修正された。

この点、委員からは「内部炭素価格については、『ガバナンス』あるいは『戦略』のなかで

項目を記載すべき。特に、内部炭素価格そのものの開示は、事務局意見にも記載されているとおり、さまざまな問題があると認識している。現時点での開示というのは時期尚早であり、開示要求事項とすべきではない」といった意見のほか、「『戦略』との関係性が非常に強いので、その旨をしっかりとコメントに記

載してほしい。意見が異なるのであれば、両論併記にならざるを得ない」との意見も聞かれた。

\*

次回、第2回会合は7月21日に開催される。7月29日のコメント提出期限に向けて、これまでの審議を踏まえて意見がまとめられる予定。

## 会計

### SSBJの活動状況を報告

— FASB、サステナビリティ基準諮問会議

去る7月8日、財務会計基準機構内に設置されているサステナビリティ基準諮問会議（以下、「本諮問会議」という）は、第1回本諮問会議を開催した。

主な審議事項は次のとおり。  
サステナビリティ基準諮問会議の職務等の確認

事務局から配布された、本諮問会議の職務（公益財団法人財務会計基準機構定款）78条参照）および運営要領についての確認が行われた。委員からは特段の意見は聞かれなかった。

## SSBJ設立準備委・SSBJの活動状況

SSBJ委員長より、ISSB公開草案に対するコメント・

諮問会議の機能として、個別

レター案の審議状況について、次の9項目からなる「ISSB公開草案に対する予備的見解」を中心に説明がされた。

- ① グローバルな基準の開発
- ② 「グローバルベースライン」
- ③ 外部の組織が公表する指針等の参照
- ④ 原則主義的な基準の開発
- ⑤ 重要性 (Materiality)
- ⑥ 報告企業
- ⑦ 報告頻度（同時）の報告および「同一期間」の報告
- ⑧ 産業別開示要求
- ⑨ スコープ3排出

の公開草案に対して委員にコメントを求めることはないが、今回は例外的に委員に意見が求められた。

委員からは、「各関係者に対するバランスがよいコメント案」、「⑦で、サステナビリティ関連財務開示を財務諸表と同時

## 国際会計

### 公正価値測定に関するASU、公表

— FASB

去る6月30日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2022-03「公正価値測定（トピック820）」

「契約上で売却制限の対象となる持分証券の公正価値測定」を公表した。

## ASUの概要

現行のトピック820では、市場参加者が「資産または負債の売却制限を含む資産または負債の特性」を考慮する場合、報告企業は資産または負債の公正価値を測定する場合にそれらの特性を考慮することを求めている。

本ASUは、持分証券の売却の契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされず、公正価値測定において考慮

されないことを明確にしてい

草案に対し、SSBJでは別のタイミングで行うことを容認する見解だが、利用者としては同時が望ましい」、「⑧について、今回の基準には含めず、当面テーマ別基準のみを定めるとする見解に賛成」などの意見が聞かれた。

この改訂により、契約上の売却制限がある持分証券は、契約上の売却制限がない同じ持分証券の公正価値を基礎に測定されることが明確になった。

また、ASUは、新たに、売却制限に関して内容や残りの期間などの情報の開示を求めている。

## 適用関係

本ASUは、2023年12月16日に開始する年度から適用され、早期適用は認められる。

また、トピック946「金融サービズ—投資会社」の対象の投資会社を除いて、将来に向かって適用される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年7月1日	「法人税の重加算税の取扱いについて」等の一部改正(事務運営指針)	国税庁	連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、所要の整備を図るもの。重加対象税額の計算にあたり必要となる「不正事実に基づく所得金額」について、当該通算法人の行為に係る不正事実に基づく所得金額をいうこと等が明記されている。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/2206xx/01.htm">https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/kaisei/2206xx/01.htm</a>	—
2022年7月8日	厚生労働省令104号 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令 他	厚労省	上場・非上場にかかわらず、常用労働者301人以上の事業主に、公布日以降に終了する事業年度の次の事業年度の開始日からおおむね3カ月以内に、直近の男女の賃金の差異の実績を公表することを義務づけるもの。あわせて告示(事業主行動計画策定指針)も改正されている。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26587.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26587.html</a>	—

金融

利上げ加速を示す米雇用統計

広く世界の市場に影響を与える米連邦準備制度理事会（FRB）の今後の金融政策を占ううえで重要な手掛かりの1つである、6月の米雇用統計が7月8日に発表された。非農業部門の就業者数は、前月から37万2,000人の増加で市場予想の25万人増を大幅に上回り、失業率は3.6%の横ばいとなった。平均時給は前月比0.3%の上昇で、前年同月比では5.1%の上昇だった。このデータについては、景気減速を示すものではなく、むしろFRBが現在採用している強い金融締め姿勢を裏づける内容となっている。

市場の一部の見方として、米国内のインフレはピークアウトし、8月のジャクソンホールでのパウエルFRB議長の演説で引締め姿勢を緩める政策を示唆したうえで、9月から実際に政策を実行する、といったものがある。現在のFRBが採っている急速な利上げペースは、それ自体景気回復にブレーキをかけるものだからだ。その場合、短期的には米株価の支援材料、長期金利の低下要因となる。しかし、今回の雇用統計に関しては、景気減速を示すものとはならず、米国景気の強さを再認識する結果で、長期金利は上昇、米国株も下落で反応することとなった。これ以前7月6日に発表された6月14、15日開催分の米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事要旨によると、供給制約と強い総需要から生じる需給ギャップがインフレ圧力を強める要因だが、人々がFRBの政策

し、今回の雇用統計に関しては

景気減速を示すものとはならず、米国景気の強さを再認識する結果で、長期金利は上昇、米国株も下落で反応することとなった。

これ以前7月6日に発表された6月14、15日開催分の米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事要旨によると、供給制約と強い総需要から生じる需給ギャップがインフレ圧力を強める要因だが、人々がFRBの政策

証券

参議院選挙で圧勝した岸田政権への期待

に懸念を持つようになれば、それ自体でインフレ抑制が困難になるといえる。2%のインフレ目標を守るという、より強いメッセージを必要とするFOMC参加者の意見が述べられており、FRBの関心が景気ではなくインフレ抑制にあることがわかる。FRBの金融政策は、今年秋の中間選挙までバイデン政権のインフレ抑制による政権支持率の維持といった政治的要素が強い。一方、経済環境をみても再び緩和に転じるデータは少なく、引締め加速に傾いているとみられる。

7月から2022年も第3四半期入りである。ウクライナ戦争、エネルギー・資源高、サプライチェーンの混乱などを主因とする世界的なインフレの進行、それを踏まえた米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策がどう動くか、といった世界の株式市場を覆う暗雲は一向に晴れそうにない。

日本市場も各国と同様の市場環境にあるが、ただ最近、他国とは異なる好材料に恵まれた。選挙明けの日、東京株式市場は他のアジア市場の弱い動きとは対照的に元気に跳ねた。選挙直後の東京市場の株高は、岸田

首相が政権地盤を固め、独自の積極的な政策展開に乗り出すのではないかと、という期待の表れともみられる。

この選挙で圧勝した岸田首相は「黄金の3年間」を確保したと評価されている。つまり、昨年秋、任期4年の衆議院選挙で過半数を獲得し、あと3年間はその状態を維持できること、また、今回の参議院選挙まで3年あることにより、今から3年間は選挙を心配することなく、政策に専念できるというわけである。

今後は憲法改正の議論が注目されるとみられるが、まずは岸田首相が主張する「新しい資本主義」の行方である。総裁選挙、首相就任当時、掲げていたものの、これまで一向に具体的なイメージが伝わっていない。今からでも、黄金の3年間に「新しい資本主義」の実現に向けて行うことを具体的に打ち出し、国民や株式市場の期待に応えるべき、とする意見もある。

日本株式市場が直面する環境は厳しい。しかし、アベノミクスを経験でもわかるように、リーダーの決断は市場に相当な効果を与え得るものであり、今後の政治動向が注目される。